

地方独立行政法人評価委員会の主な業務（公立大学法人関係 主なもの）

法＝地方独立行政法人法

項目	業務内容	時期	根拠
法人の業務の実績に関する評価	① 各事業年度における業務の実績に関する評価	毎年	法第78条の2第1項
	② ①の結果の法人への通知、業務運営の改善その他の勧告	同上	法第78条の2第4項
	③ ②の市長への報告、公表	同上	法第78条の2第5項
	④ 中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価 ※学校教育法第109条第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえて評価を行う。	6年ごと (次回 令和4年度)	法第78条の2第1項 ※法第79条
	⑤ ④の結果の法人への通知、業務運営の改善その他の勧告	同上	法第78条の2第4項
	⑥ ⑤の市長への報告、公表	同上	法第78条の2第5項
	⑦ 中期目標期間における業務の実績に関する評価 ※学校教育法第109条第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえて評価を行う。	6年ごと (次回 令和6年度)	法第78条の2第1項 ※法第79条
	⑧ ⑦の結果の法人への通知、業務運営の改善その他の勧告	同上	法第78条の2第4項
	⑨ ⑧の市長への報告、公表	同上	法第78条の2第5項

項目	業務内容	時期	根拠
市長からの意見聴取に対する意見の申出 (市長はあらかじめ意見を聴かなければならない)	⑩ 市長による中期目標の作成・変更の際の意見	6年ごと(次回令和5年度)及び変更時	法第25条第3項
	⑪ 法人の中期計画を市長が認可しようとする際の意見	6年ごと(次回令和5年度)及び変更時	法第78条第5項
	⑫ 中期目標期間の終了時に市長が所要の措置を講ずる際の意見	6年ごと(次回令和5年度)	法第79条の2第2項
市長への意見の申出 (申し出ることができる)	⑬ 法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の作成・変更に係る届出を市長が受けた際の意見の申出	変更時	法第56条第1項で準用する第49条第2項

※H29の法改正により H30.4.1 から

- ・法人が、評価結果を中期計画、年度計画並びに業務運営の改善に反映させること、反映状況を公表することが義務化されている(法第78条の2第7項で準用する第29条)。
- ・法人の財務諸表に係る市長からの意見聴取等は法定事項ではなくなっている。